

集合研修（10 月及び 11 月開催予定）に係る開催方針等について

1. 開催方針について

- 政治資金監査制度の安定的な運用のためには、登録政治資金監査人の安定的確保とともに、政治資金監査の質の向上に向けた取組が重要である。
- 他方、新型コロナウイルス感染症に係る現下の状況を踏まえると、登録政治資金監査人の方々が安心して研修を受けることができる受講環境を確保することが求められる。
- このため、集合研修（10 月及び 11 月開催予定）については、政治資金監査の実施要件となっており、参加見込み数も限られる登録時研修のみを実施することとする。

2. 感染防止対策について

- 開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等を踏まえ、各研修会場の管理者とも十分な連携を図りつつ、以下のように「三つの密」の回避をはじめとする感染防止対策を講じることとする。

<会場関係>

- ・ 受講者の間隔を考慮した会場レイアウト及び定員の設定
- ・ 消毒液の設置
- ・ 会場内の換気、備品類等の消毒 等

<受講者関係>

- ・ 検温の実施（体調不良の方は受講を遠慮いただく）
- ・ 受講者のマスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底の要請
- ・ 室内での会話を控えることや研修修了後の速やかな退出等を要請 等

<事務局関係>

- ・ 検温の実施、健康チェック
- ・ 事務局職員のマスク、フェイスガードの着用
- ・ 受講者名簿の作成、管轄保健所の確認 等

- また、今後、新型コロナウイルス感染症に関する状況が変化し、集合研修を開催することが適切でないと考えられる場合には、別途中止等の対応を検討することとする。